

## 議案第 85 号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

- 1 相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 163,184 円
- 3 和解の内容 和解により当方側の過失割合 100%相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。
- 4 事故の概要 令和 4 年 4 月 6 日午後 1 時 15 分ごろ、清水町字羽帯南 11 線 102 番 6 町営牧場草地内にある立木の伐採中、誤った方向に木が倒れ、相手方の所有する電線ケーブルに損傷を与えた。